

前橋市まちづくり公社イベントサポートスタッフ運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツの振興を目指して、支えるスポーツの担い手としてのスポーツボランティアの普及と活動の促進を図るため、公益財団法人前橋市まちづくり公社（以下「公社」という。）が、スポーツ大会・イベント等にボランティアとしてサポートすることができるスポーツ団体・企業等をあらかじめ登録し、要請に基づき、各種スポーツ大会・イベント等を紹介する前橋市まちづくり公社イベントサポートスタッフ（以下「まちサポスタッフ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、まちサポスタッフとは、次に掲げる活動に無償で協力することとして公社に登録したスポーツ団体・企業等をいう。

- (1) 公社が主催で実施する各種スポーツ大会・イベント等の運営サポート
- (2) 公社が実行委員会事務局として、開催するスポーツ大会・イベント等の運営サポート
- (3) その他、公社が認める活動に関すること。

(事務局)

第3条 まちサポスタッフの事務局は、次のとおりとする。

- (1) まちサポスタッフ及び活動全体の連絡調整等を図るため、スポーツ健康部スポーツ振興課に事務局を設置する。
- (2) まちサポスタッフの運営に関する事務は、スポーツ健康部スポーツ振興課を責任者とし総括する。

(登録条件)

第4条 まちサポスタッフの登録を希望する団体は、市内に本拠地を置く5人以上で構成されたスポーツ団体・企業等で、年齢満18歳以上の者（高校生を除く。）とし、スポーツに関心があり、支えるスポーツに積極的に協力することができる団体とする。

(登録申込)

第5条 登録を希望する団体は、登録申込書（様式）に必要事項を記入し、事務局に提出する。

(登録)

第6条 公社は、前条の申込があったときは、内容を審査し、適格であると認めるときは、まちサポスタッフとして登録するとともに、当該団体にその旨を通知するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 登録簿に登録された団体（以下「登録団体」という。）の個人情報は、公益財団法人前橋市まちづくり公社個人情報管理規程に基づき適切に保護するとと

もに、他の目的に利用してはならない。

(登録事項の変更)

第8条 登録された事項に変更が生じたときは、速やかに公社に申出るものとする。

(登録の取消し)

第9条 公社は、登録者団体がボランティア制度の趣旨に反する行為をした場合又は登録団体から登録の取消しの申出があった場合は、速やかに登録を取り消すものとする。

(経費の負担)

第10条 公社は、登録者団体に対し、ボランティア活動に関する経費（活動場所までの交通費など）の負担はしない。

(保険)

第11条 公社は参加するまちサポスタッフにボランティア活動保険（傷害及び賠償責任 保険）に加入しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、まちサポスタッフに関し必要な事項は、公社が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。